

# 研究開発法人の見直しについて

平成25年10月29日

事務局

# 研究開発法人の見直しを巡るこれまでの検討状況

## 独立行政法人改革に向けた検討

## 科学技術イノベーションの推進に向けた検討

### 自・行政改革推進本部 中間とりまとめ (平成25年5月28日 自民党・総務会了承)

独法改革について「各法人共通の規律を前提としつつ、業務の性格や性質に合わせた制度や運用にすることが必要」とであるとされた。

### 独立行政法人改革に関する有識者懇談会 中間とりまとめ (平成25年6月5日)

「研究開発を行う法人については、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の事務・事業の特性に応じた規律を整備するとともに、運用面において改善すべきものについて基準の明確化等の措置を講ずる」とこととされた。

### 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。

### 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)

- 研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。
- 独立行政法人改革については、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、各法人の共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を高めるべく、平成27年4月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずる。

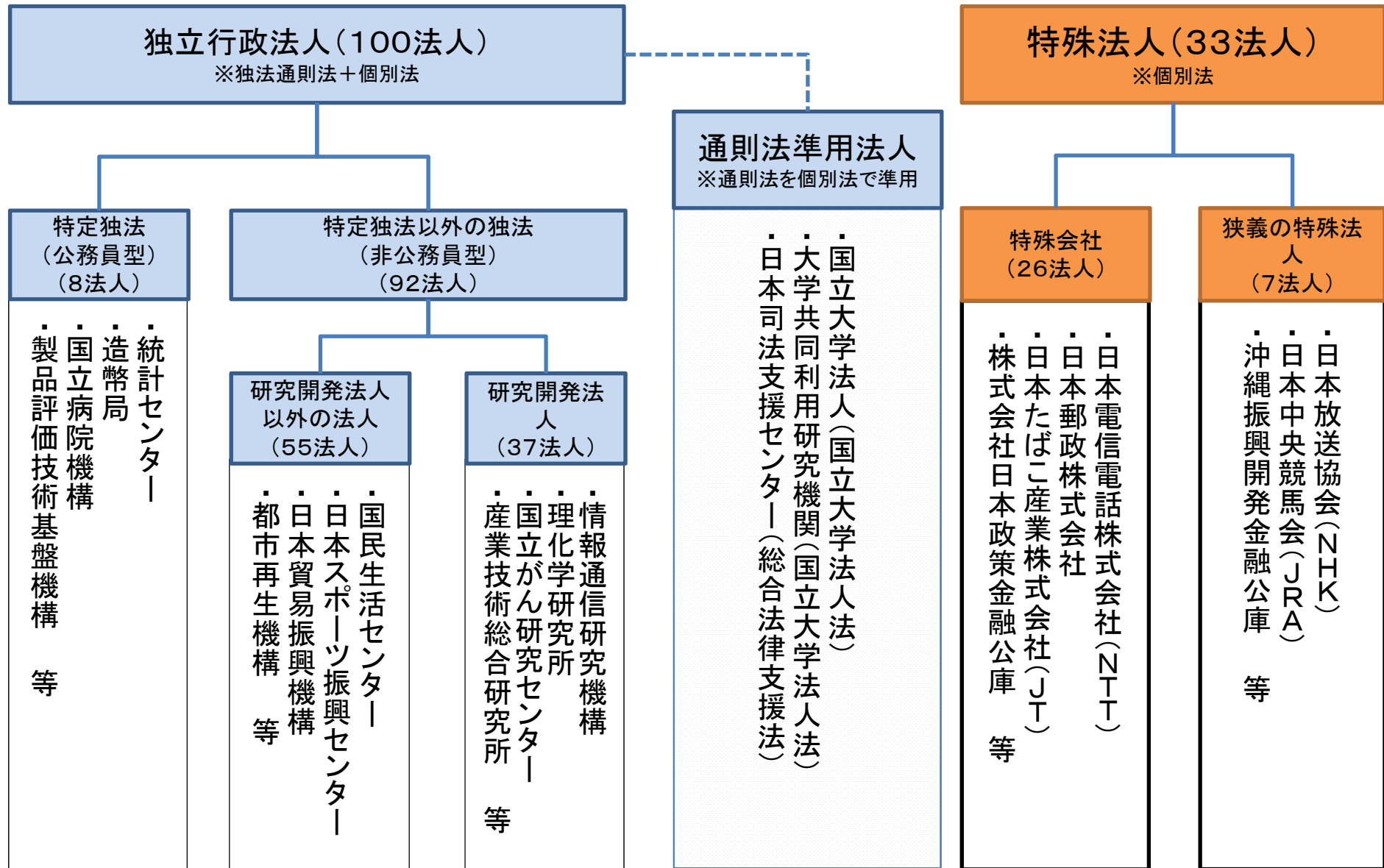
### 産業競争力会議(平成25年4月17日)

民間議員から、研究開発法人の改革による研究開発能力の向上に向け、給与、調達、自己収入の扱いといった運用事項の改革・改善の必要性が提言された。

### 自・科学技術・イノベーション戦略調査会 中間報告 (平成25年5月14日)

研究開発法人については、「世界最高水準の法人運営を可能とする制度を創設」することが提言され、法形式として、3論(独法通則法とは別の法律、準用法、独法通則法に研究開発法人についての特例を規定)が併記された。

# 独立行政法人・準用法人・特殊法人概観



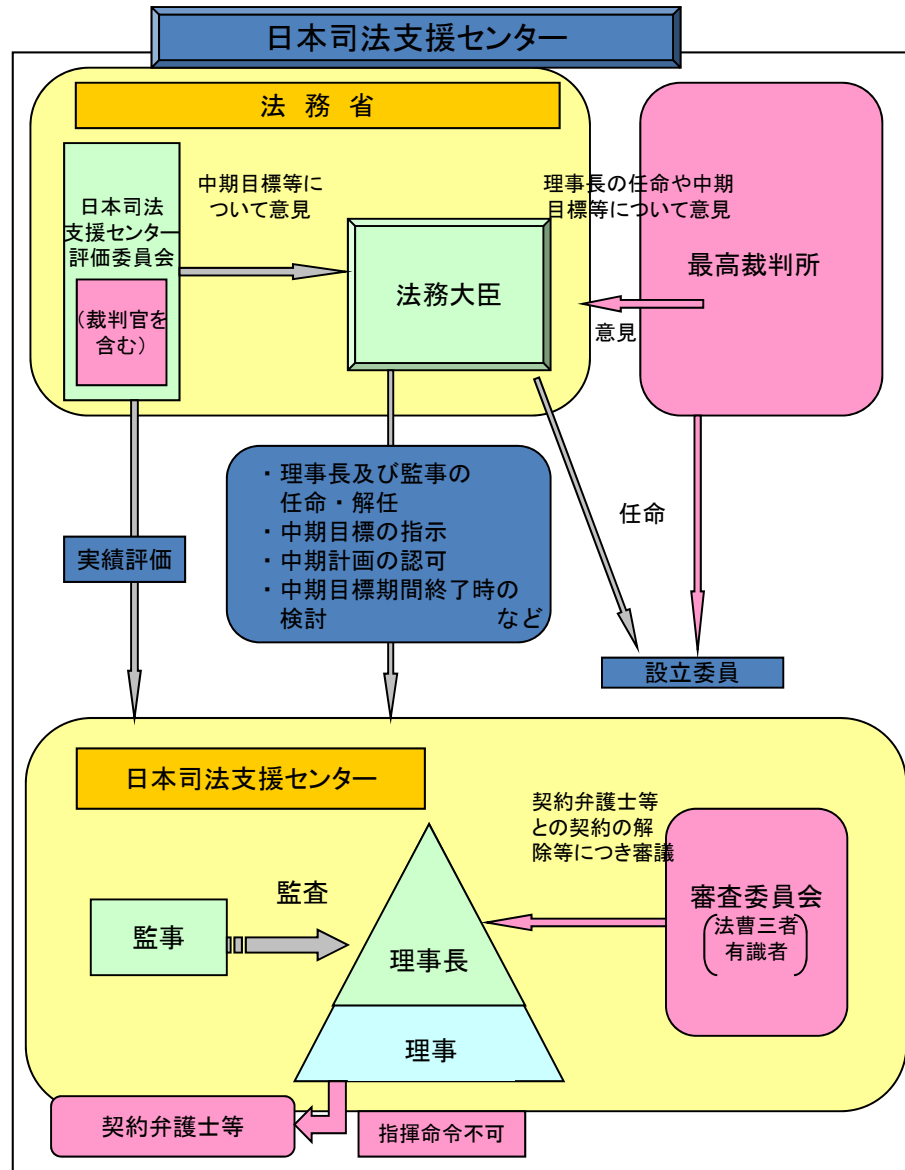
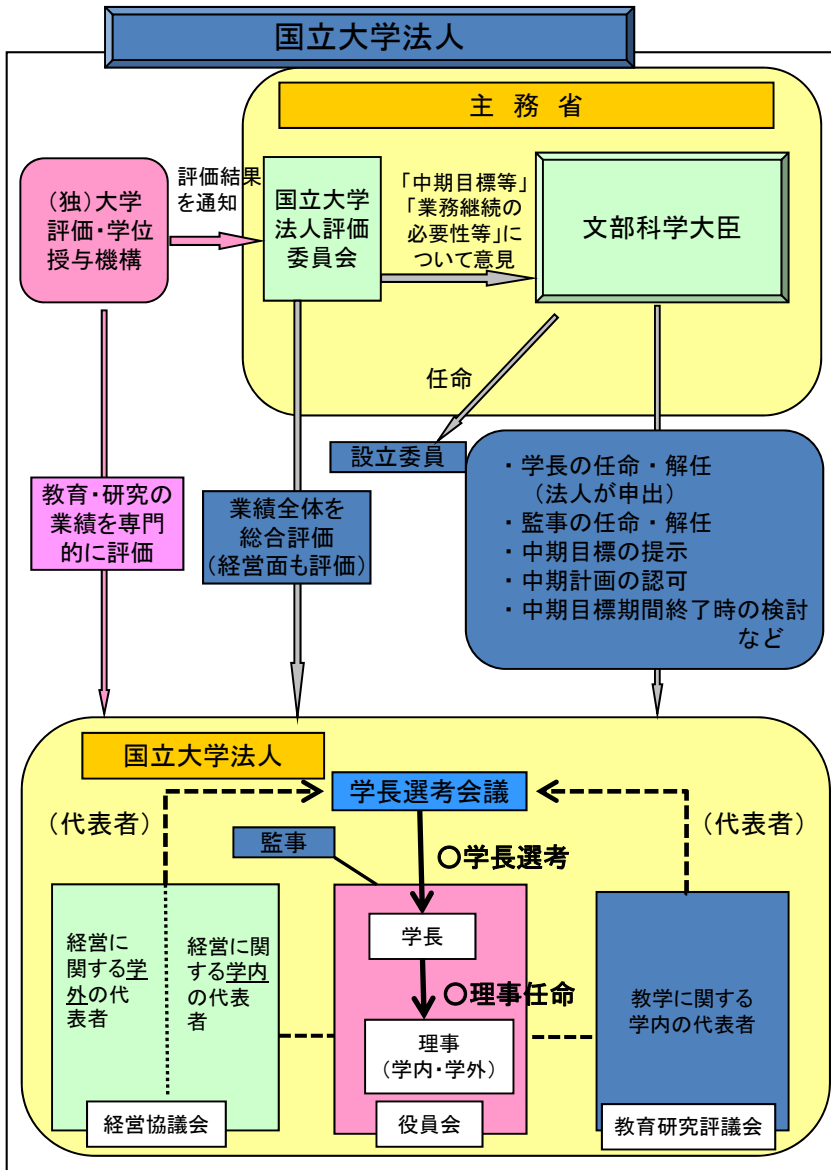
注1) 法人数は平成25年10月1日現在。

注2) 「研究開発法人」は、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号)において、別表に掲げられているものを指す。

# 独立行政法人制度、準用法人、特殊法人制度の概要比較

	独立行政法人 (研究開発法人を含む。)	準用法人		特殊法人 (制度趣旨以外はJRA)	
		国立大学法人	日本司法支援センター		
制度趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策実施部門の一定の事務・事業を分離し、担当する機関に独立の法人格を与え、業務の質の向上・活性化、効率性の向上、自律的運営、透明性の向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が責任をもつべき高等教育や学術研究について、<u>大学の自主性・自律性に配慮しつつ</u>、各大学に運営を任せることで、大学の活性化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>司法に係る事業を含む</u>総合法律支援に関する事業を、<u>最高裁判所の一定の関与の下</u>、センターが事業を迅速かつ適切に行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の性質が<u>企業の経営になじむもの</u>について、特別の法律によって独立の法人を、経営の自主性と弾力性を認めて能率的な経営を行う</li> </ul>	
業務運営	中期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>主務大臣が作成(3~5年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文科大臣が作成(6年)</li> <li>法人の事前意見に配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務大臣が作成(3~5年)</li> <li>最高裁の意見の事前聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし(毎事業年度、事業計画を農水大臣が認可)</li> </ul>
	実績評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>独法評価委が評価(政独委は評価について意見)</li> <li>各事業年度・中期目標に係る実績評価は全ての業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国大評価委が評価(政独委は評価について意見)</li> <li>中期目標に係る実績評価に際し、教育研究の状況については、大学評価・学位授与機構の評価結果を尊重</li> <li>各事業年度に係る評価では、教育研究の状況については、専門的観点の評価は行わず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター評価委が評価(政独委は評価について意見)</li> <li>各事業年度・中期目標に係る実績評価は全ての業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし(①毎事業年度、事業報告書を農水大臣に提出、②経営委員会(内部組織、委員は農水大臣任命)が経営目標の達成状況の評価)</li> </ul>
	中期目標期間終了時の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>主務大臣が、組織及び業務の全般にわたり検討</li> <li>政独委が、主要な事務及び事業の改廃に関し勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文科大臣が、組織及び業務の全般にわたり検討</li> <li>政独委は、各法人の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動への言及不可【参附帯決議】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務大臣が、組織及び業務の全般にわたり検討</li> <li>政独委が、主要な事務及事業の改廃に関し勧告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
人事管理	法人の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>主務大臣が任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長選考会議の選考を経て文科大臣が任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高裁の意見を聴き、法務大臣が任命(最高裁に事後届出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農水大臣が任命</li> </ul>
	監事		<ul style="list-style-type: none"> <li>文科大臣が任命</li> </ul>		
	理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の長が任命(主務大臣に事後届出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長が任命(文科大臣に事後届出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事長が任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営委員会の同意を得て、法人の長が任命</li> </ul>
財源措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし(自主財源)</li> </ul>	
一般監督権	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり</li> </ul>	

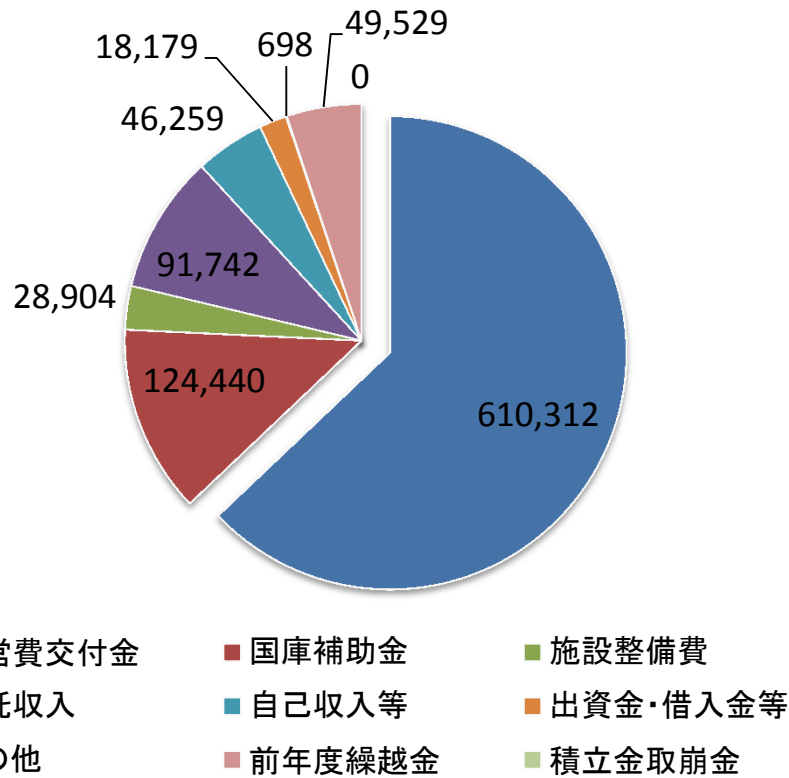
# (参考)国立大学法人と日本司法支援センターの仕組みの概要



# 研究開発法人と準用法人との比較①(財務状況)

研究開発法人は準用法人と比べて運営費交付金への依存割合が高い。

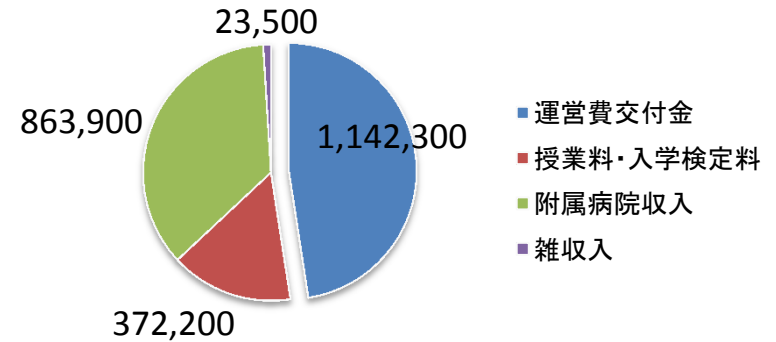
研究開発法人の収入構成  
(平成24年度予算ベース:約9700億円)



(出典:独立行政法人評価年報)

(注)上記の研究開発法人には、6NC、日本学術振興会、科学技術振興機構、NE DO、JOGMEC及び沖縄科学技術研究基盤整備機構を含まない。

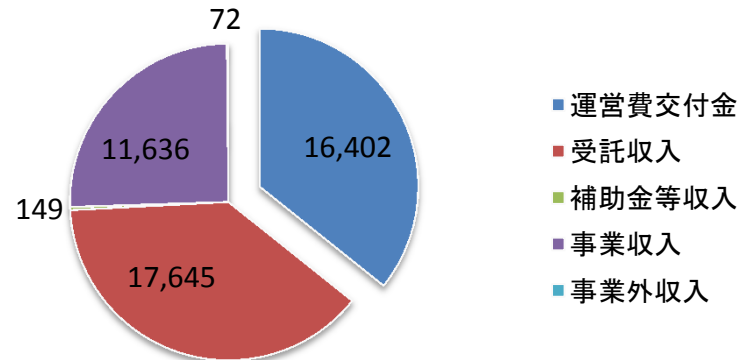
国立大学法人の収入構成  
(平成24年度予算ベース:約2.4兆円)



(出典:平成24年度国立大学法人運営費交付金等の概要)

(注)上記に加え、実際には、外部資金収入(受託研究収入、寄附金収入、特許料収入等、計約4,000億円)がある。

日本司法支援センターの収入構成  
(平成24年度予算ベース:約459億円)

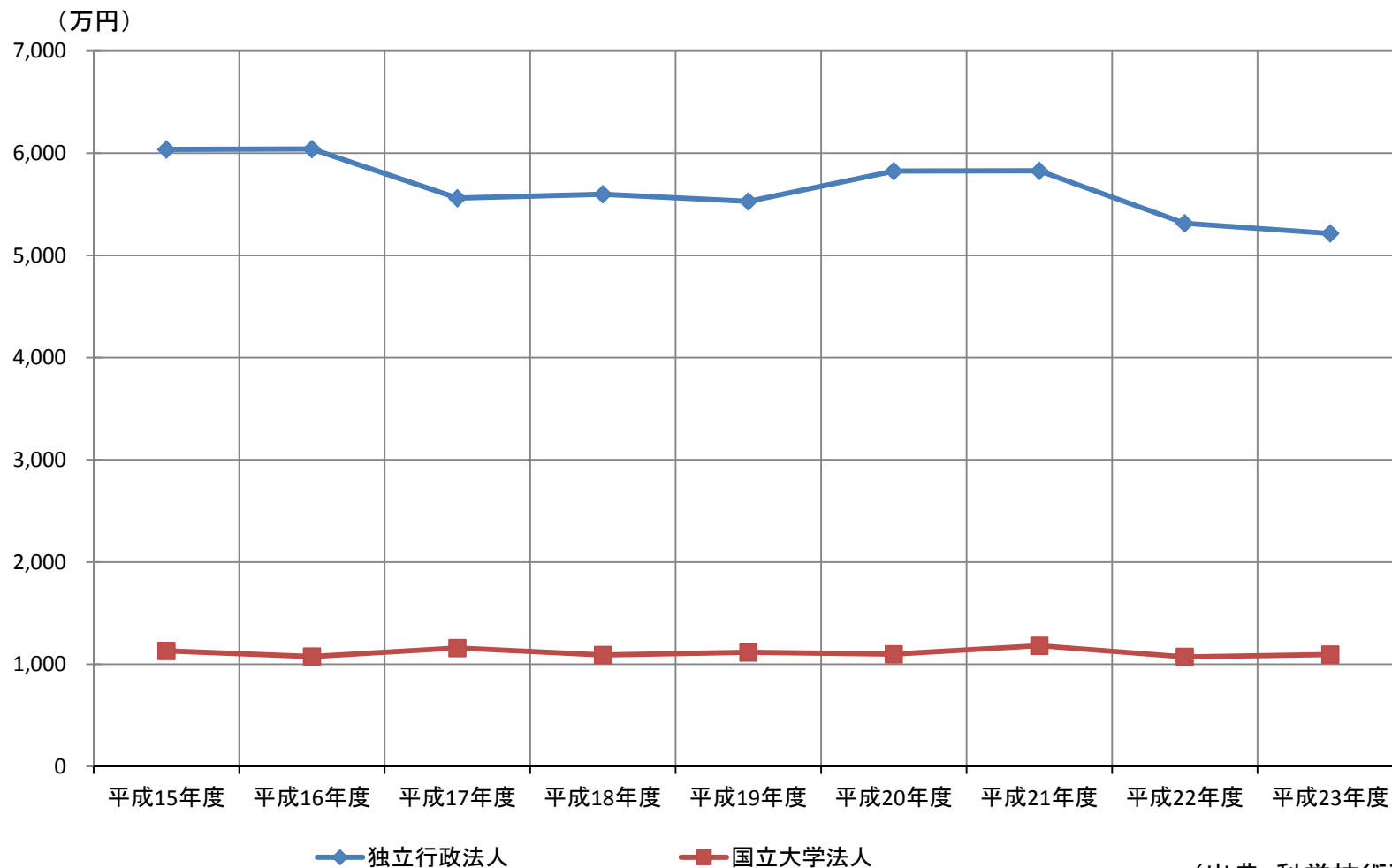


(出典:平成24年度事業実績報告書)

## 研究開発法人と準用法人の比較②(一人当たり研究費)

研究開発法人は国立大学法人と比べて一人当たりの研究費が高い。

### 独立行政法人等と国立大学法人との一人当たり研究費の推移比較



(出典: 科学技術研究調査)



### 3 制度関係

#### 提言5 世界最高水準の法人運営を可能とする制度を創設する

##### (5) 新たな研究開発法人制度の創設

- ・研究開発法人は、国家戦略としてイノベーション創出に取り組む機関であり、とりわけ、その機能強化が必要である。一方で、研究開発法人は、独法制度の適用を受けるが、同制度は効率的運用の達成を主眼とし、制度運用においても、国家公務員と同等の給与水準など、多くの点で国並びを求められるため、研究開発のような成果の最大化が必要とされる業務には馴染まない。
- ・研究開発法人については、研究開発力強化法附則第6条及び両院附帯決議において、最も適切な研究開発法人のあり方について、施行後3年以内(平成23年10月まで)に検討・措置すべき旨が規定されており、同法の要請を踏まえた、抜本的かつ早急な対応が求められる。このため、研究開発法人については、以下の抜本的な制度改革を行うべき。

- 研究開発法人については、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提として、研究開発成果の最大化(ミッションの達成)を目的とする新たな制度を創設すべき。
- 研究開発法人は、国家戦略に基づき、大学や企業では取り組みがたい課題に取り組む研究機関であることを制度的にも位置づけるべき。
- 研究開発の特性を踏まえた制度運用(国家公務員並みの給与水準や運営費交付金一律削減の見直し、調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等)が確実に実施されることを法的に担保すべき。

(新たな研究開発法人制度において法的措置が必要な事項)

- ① 研究開発成果の最大化を第一目的として規定
- ② 法の運用にあたり「研究開発の特性」へ配慮する旨を規定
- ③ 国の科学技術戦略に沿った業務運営を確保するため、国家的に重要な研究開発等の実施の確保のための研究開発法人に対する主務大臣の要求を可能とする旨を規定
- ④ 研究開発法人が研究者等の給与基準を定める際は、「国際競争力の高い人材の確保」を可能とする旨規定
- ⑤ 主務大臣の下に、研究開発に関する審議会を設置。審議会委員への外国人任命を可能とする。
- ⑥ 総合科学技術会議が定める国際水準を踏まえた評価指針の下で、専門的評価の実施を可能とするとともに、主務大臣が、評価等を行う際、総務省などに設置する民間出身の有識者を中心とする公正・中立な第三者機関にも意見を聴くこととする。
- ⑦ 中期目標期間の上限を7年とする。



新たな研究開発法人制度の法形式については、以下の3つの案が考えられる。

A案 独法通則法とは全く別の法律

→ 研究開発の特性を踏まえた制度設計が可能

B案 独法通則法の横串的規律を準用する別の法律（“広義の独法”）

→ 通則法の規定を準用しつつも、研究開発の特性を踏まえた制度設計が可能

C案 独法通則法下において、「中期目標行政法人」「行政執行法人」と並ぶ第三の категорияとして「国立研究開発法人（仮称）」を規定

→ 独法通則法下にあるための制約はあるが、「中期目標行政法人」とは異なる類型とするため、一定の特性を踏まえた制度設計が可能

わが国の研究開発力を抜本的に強化するため、研究開発法人については、研究開発成果の最大化を第一の目的とし、当該目的の下、研究開発の特性を十分に踏まえた、世界最高水準の制度を創設することが必要である。このため、法形式としては、独法通則法の横串的規律を一部適用するA案が望ましい。この際、研究開発法人の所管は各省にまたがるため、当該新法の所管省をどうするのかという問題がある。これについては、内閣府（科学技術担当）を新法の所管省（個別法の所管は各省）とするとともに、効率的運用の達成の観点から、総務省などに設置する民間出身の有識者を中心とする公正・中立な第三者機関がチェックを行う仕組みを法的に構築することで解決できると考える。

なお、研究開発法人についても、法人ごとに特性があるため、新たな研究開発法人制度の対象範囲については、各法人の業務の特性を踏まえた十分な検討が必要である。

### 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

#### 3. 重点的取組

##### (2) 大学、研究開発法人を国際的なイノベーション・ハブとして強化

###### ① 取組の内容

- ・研究開発法人については、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性)等を十分に踏まえた法人制度の改革が必要である。グローバルな競争環境の中で研究開発法人が優位性を発揮できるよう機能強化を図り、現制度の隘路を打開

###### ② 主な施策

- ・研究開発法人について、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提として、①研究開発成果の最大化(ミッションの達成)を第一目的とすること、②研究開発法人を、国家戦略に基づき、大学や企業では取り組みにくい課題に取り組む研究機関であることを制度的に明確に位置づけること、③国際競争力の高い人材の確保の必要性、国際水準を踏まえた評価指針の下での専門的評価の実施、主務大臣の下に研究開発に関する審議会を設置(外国人任命も可能)、中期目標期間の長期化、研究開発の特性を踏まえた制度運用の在り方、を法的に担保し、給与水準の見直し、業務運営の効率化目標の在り方の見直し、  
調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等が実現される仕組みとすること、を内容とする世界最高水準の新たな制度を創設【文部科学省、内閣府、内閣官房】
- ・現行制度においても、運用上、改善が可能なものについて早急に見直し【文部科学省、内閣府、内閣官房】
  - －国際頭脳循環(ブレインサーキュレーション)を促進するため、人件費にかかる制約の緩和
  - －一般競争入札にこだわらず、研究の実態にあわせた法人の契約・調達を可能とするため、研究の実態に即した調達基準の策定等
  - －イノベーション創出促進に資する観点からの自己収入(寄附金収入分等)について、運営費交付金の削減対象からの除外の扱い
  - －中期目標期間を超える予算繰り越しの柔軟化

### 3. 各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等について

#### (3) 研究開発を行う法人への対応について

##### ②見直しの方向性

こうした課題に鑑み、研究開発を行う法人については、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の事務・事業の特性に応じた規律を整備するとともに、運用面において改善すべきものについて基準の明確化等の措置を講ずる。具体的には、以下の事項について検討を行う必要がある。

- ・ 研究開発の成果を最大にし、科学技術の水準の向上や我が国の国際競争力向上に資することなどをその目的とし、国益を担うにふさわしい名称を付与
- ・ 主務大臣による中期目標設定、中期目標期間に係る業績評価、中期目標期間終了時の検討に際し、科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う仕組み（必要に応じて外国人有識者による関与も含む。）の整備
- ・ 国の科学技術イノベーション政策を確実に実施・反映していくため、主務大臣は司令塔たる総合科学技術会議が定めた国際水準を踏まえた評価指針に基づく評価を行うとともに、総合科学技術会議は法人の中期目標期間に係る業績評価等に関与
- ・ 長期かつ重要度の高い研究開発課題等について、研究開発の成果等を継続的にフォローアップし、その評価結果を反映させる仕組みの整備
- ・ 研究開発プロジェクトの特性を踏まえた中期目標期間の設定
- ・ 国際的人材獲得競争へ対応した研究者等の給与水準や、自己収入の取扱い、調達、中期目標期間を超える繰越等の見直し

これらの見直しにより、科学技術イノベーションの重要な担い手である研究開発を行う法人の機能とガバナンスの強化が図られ、当該法人によるイノベーション創出の促進が期待される。